

# 学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

## 概要

### 1. 学校教育法の一部改正

- ① 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け **【第109条第5項】**
- ② 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求 **【第109条第7項】** 等

### 2. 国立大学法人法の一部改正

- ① 国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学を統合して国立大学法人東海国立大学機構を創設、同機構が岐阜大学と名古屋大学を設置 **【別表第1】**
- ② 国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、設置する大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を設置できることとする **【第10条第3項等】**
- ③ 理事数が4人以上の国立大学法人は、理事に学外者を複数含めるものとする **【第14条第2項】**
- ④ 国立大学法人評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請すること **【第31条の3第2項】** 等

### 3. 私立学校法の一部改正

- ① 大学を設置する学校法人は、1. の認証評価の結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成するものとする **【第45条の2第2項】**
- ② 大学を設置する学校法人は、財務書類等を公表するものとする **【第63条の2】**
- ③ 監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備 **【第35条の2等】** 等

### 4. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

- ① 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加 **【第16条第1項】**
- ② 2. ④の要請があったときは、1. の認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うこと **【第16条第3項】** 等

## 施行期日

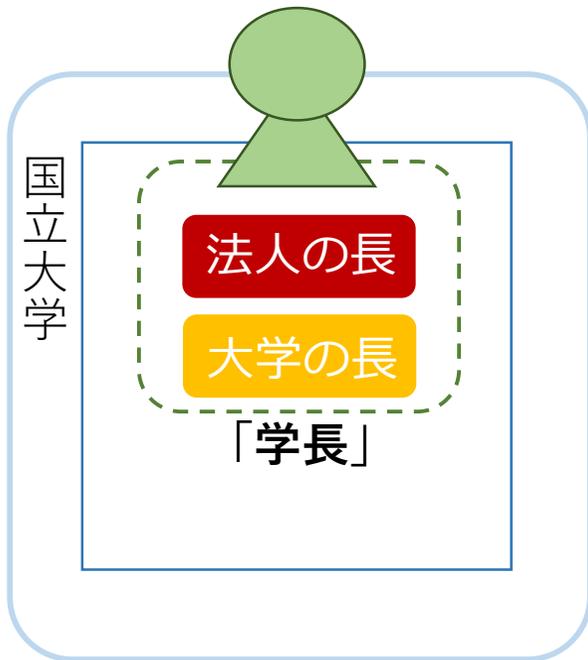
平成32年4月1日（ただし、2. のうち国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学の統合に係る準備行為等及び4. ①に係る規定は、公布日）

# 国立大学法人法の一部改正関係

## 現行

現行は、国立大学法人法上  
法人の長と大学の長を兼ねる  
「学長」を置く体制のみ

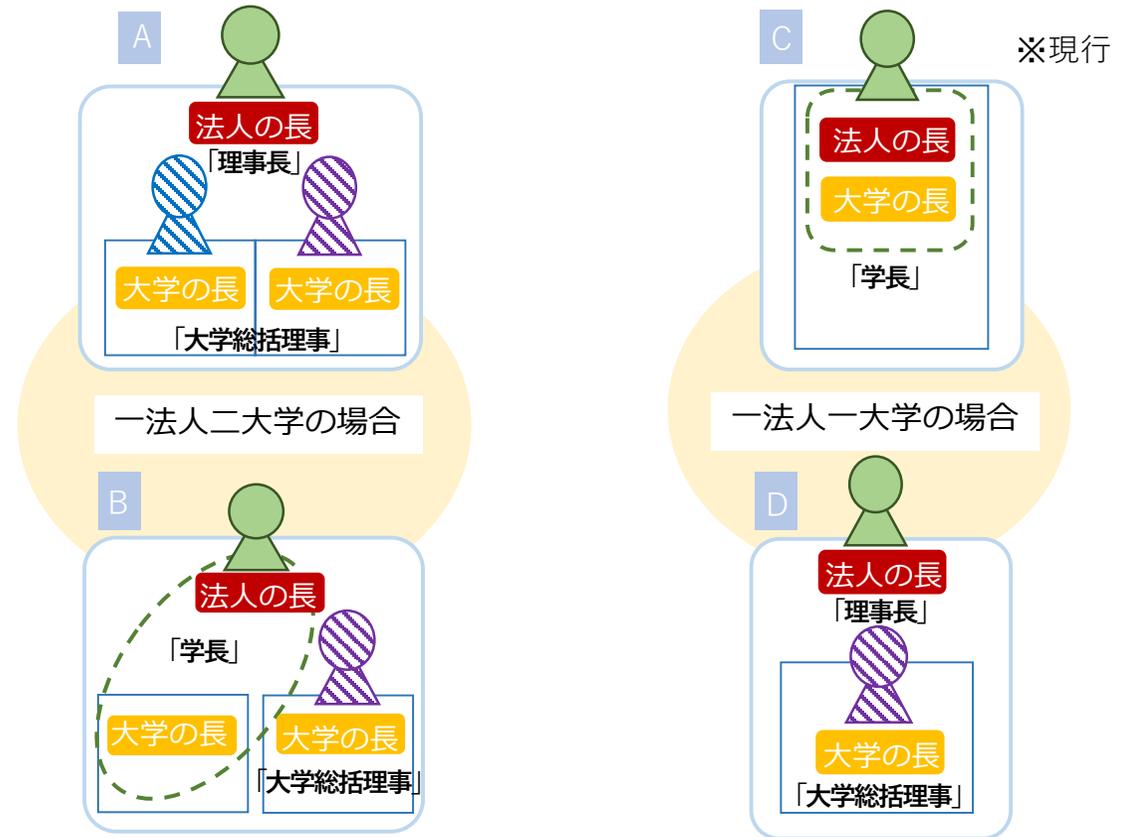
国立大学法人



## 法改正

国立大学法人の判断で、以下の体制を選択できるような仕組みを設ける

- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
- 大学の長を分担して置くことができる



■法人の長：法人を代表する者

■大学の長：法人が設置する大学の校務（学校教育法に規定）をつかさどる者

国立大学法人法上は、「法人の長」と「大学の長」を兼ねる者⇒「学長」 / 「大学の長」を兼ねない「法人の長」⇒「理事長」と整理  
学校教育法上は、「大学の長」⇒「学長」

※実際の運用においては、混乱や誤解が生じない範囲で、「理事長」や「機構長」等の呼称を各国立大学法人において用いることも考えられる

# 学校法人制度の改善方策について(私立学校法改正関係)

## 改正事項

- (1) 役員職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】  
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】 (3) 中期的な計画の作成 【第45条の2関係】
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 【第50条の4関係】 等

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

## 学校法人

- (1) 役員職務及び責任の明確化等に関する規定の整備  
 ①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

## 理事・理事会



【選任】  
 ・校長、評議員に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任  
 ・5名以上で組織  
 ・1名以上が外部理事  
 ・欠格事由あり

【義務・責任】  
 ・忠実義務  
 ・利益相反行為規制  
 (代表権のある理事のみ、所轄庁による特別代理人の選任が必要)

③特別の利害関係を有する理事の議決権排除(36条)

③利益相反取引制限の対象拡大(40条の5)

③監事への報告義務(著しい損害を及ぼすおそれのある事実)(40条の5)

## 監事



【選任】  
 ・評議員会の同意により理事長が選任  
 ・2名以上必要  
 ・1名以上が外部監事  
 ・欠格事由・兼任禁止

【理事・理事会への牽制機能】

- ・業務監査・財産状況監査
- ・監査報告書の作成・提出
- ・不正行為の報告
- ・(不正等の場合の)評議員会の招集請求
- ・理事会への出席・意見陳述

④理事の業務執行状況の監査(37条)

④理事会の招集請求権・招集権、評議員会の招集権の付与(不正等の場合)(37条)

④理事の法令違反行為等の差止め(40条の5)

(2) 情報公開の充実

- ・寄附行為、役員名簿の一般閲覧(33条の2、47条)
- ・役員報酬基準の作成・閲覧(47条、48条)
- ・【大】財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表(47条、63条の2)

(3) 中期的な計画等の作成

- ・予算、事業計画の作成の義務付け(45条の2)
- ・【大】認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成を義務付け(45条の2)

(4) 破綻処理手続きの円滑化

- ・解散命令による解散時の所轄庁による清算人選任(50条の4)

監査

## 評議員会

意見

⑤中期的な計画・役員報酬基準への意見(42条)



【選任】・職員、卒業生に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任  
 【理事・理事会への牽制機能】・予算、事業計画、寄附行為変更等に関する意見聴取義務

・理事の定数の2倍超で組織  
 ・意見陳述・答申・報告請求権 等